

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成28年
3月11日
(金曜日)

目次

- 告示
道路の区域の変更(道路整備課).....
- 道路の供用の開始(道路整備課).....
- 通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路の指定(道路整備課).....
- 公告
国土調査の成果の認証(政策企画課).....
- 基本測量の実施の終了(監理課).....



山口県告示第六十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年三月十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 宇部美祿線
道路の区域

山口県告示第六十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年三月十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
宇部市大字吉見字大坪九八四の一地 先から 同大字字出合一七二の一地先 まで	旧	最狭 八・〇〇	一、七八二・〇	
宇部市大字吉見字大坪九八四の一地 先から 同大字字東山下三六一の一地 先まで	新	最狭 三・七・五	一、五〇八・二	
宇部市大字吉見字東山下三六一の一地 先から 同大字字出合一七二の一地先 まで	新	最狭 一・四・三 最広 四・八・〇	二五九・〇 二五〇・八	ダブルウェイ

山口県告示第六十二号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定する。

平成二十八年三月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	区 間	指定の期日
宇部美祿線	宇部市大字吉見字大坪九八四の一地先から 同市 同大字字出合一七二の一地先まで	平成二十八年三月十一日

山口県
宮野大蔵線
山口市宮野下字田中三一三〇の一地先から
同市朝田字三田地九〇二の一地先まで

平成二十八年四月
一日



(九一) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十八年三月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下関市	平成二十四年五月七日から平成二十六年二月三日まで	下関市地籍図	菊川町大字下保木の一部
〃	平成二十五年四月二十二日から平成二十七年二月十五日まで	〃	菊川町大字轡井
防府市	平成二十六年四月一日から平成二十七年七月九日まで	防府市地籍図 防府市地籍簿	大字久兼の一部

二 認証年月日

平成二十八年三月十一日

(九二) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十八年三月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

基本測量(基準点現況調査)

二 作業の地域

三
下関市、宇部市、山口市、岩国市、長門市、美祢市及び周南市
作業の期間
平成二十七年十月一日から平成二十八年二月二十八日まで

平成二十八年三月十一日印刷
平成二十八年三月十一日発行

発行人所

山口県庁
山口県知事